

3月定例会の議決結果は以下のようになりました。

(3月2日～3月17日) 16日間

◎は全会一致

議案番号	件名	審議結果	議決結果
市長提出議案			
予算	1号 令和元年度つがる市一般会計補正予算(第7号)案	◎	可決
	2号 令和元年度つがる市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)案	◎	可決
	3号 令和元年度つがる市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)案	◎	可決
	4号 令和元年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)案	◎	可決
	5号 令和元年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)案	◎	可決
	6号 令和元年度つがる市介護保険特別会計補正予算(第4号)案	◎	可決
	7号 令和2年度つがる市一般会計予算案	◎	可決
	8号 令和2年度つがる市国民健康保険特別会計予算案	◎	可決
	9号 令和2年度つがる市後期高齢者医療特別会計予算案	◎	可決
	10号 令和2年度つがる市介護保険特別会計予算案	◎	可決
	11号 令和2年度つがる市下水道事業会計予算案	◎	可決
条例	12号 つがる市地域集会施設設置条例の一部を改正する条例案	◎	可決
	13号 つがる市自治組織活動助成事業基金条例を廃止する条例案	◎	可決
	14号 つがる市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案	◎	可決
	15号 つがる市外国語指導員等の報酬及び旅費に関する条例を廃止する条例案	◎	可決
	16号 つがる市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例案	◎	可決
	17号 つがる市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例案	◎	可決
	18号 つがる市監査委員条例の一部を改正する条例案	◎	可決
	19号 つがる市印鑑条例の一部を改正する条例案	◎	可決
	20号 つがる市子ども医療費助成事業基金条例を廃止する条例案	◎	可決
	21号 つがる市森田ふれあい交流の里条例を廃止する条例案	◎	可決
	22号 つがる市手話言語条例案	◎	可決
	23号 つがる市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	◎	可決
	24号 つがる市老人福祉センター条例の一部を改正する条例案	◎	可決
	25号 つがる市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例案	◎	可決
	26号 つがる市附属機関設置条例の一部を改正する条例案	◎	可決
	27号 つがる市旧制木造中学校講堂条例案	◎	可決
	28号 つがる市農山漁村活性化事業基金条例案	◎	可決
	29号 つがる市まつり基金条例を廃止する条例案	◎	可決
	30号 つがる市景観条例案	◎	可決
指定管理	31号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市木造福祉センター「かつこうの館」、つがる市柏老人福祉センター、つがる市稲垣デイサービスセンターふれあいの家、つがる市稲垣在宅介護センター、つがる市稲垣特別養護老人ホーム安住の里、つがる市稲垣デイサービスセンター、つがる市車力老人福祉センター、つがる市車力デイサービスセンター、つがる市車力特別養護老人ホームゆうあいの里及びつがる市車力デイサービスセンターゆうあいの里)	◎	可決
	32号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市柏デイサービスセンター)	◎	可決
	33号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市稲垣シルバー創造センター)	◎	可決
	34号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市立養護老人ホームぎんなん荘)	◎	可決
	35号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市木造農産物加工センター)	◎	可決

議案番号	件名	審議結果	議決結果
市長提出議案			
指定管理	36号	つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市ふるさと創生物産広場及びつがる市柏農産物加工技術開発センター)	◎ 可決
	37号	つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市柏総合体育センター、つがる市木造河川敷運動場及びつがる市柏河川敷運動場)	◎ 可決
	38号	つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市柏ふるさと交流センター)	◎ 可決
予算	39号	令和元年度つがる市一般会計補正予算(第8号)案	◎ 可決
人事	40号	つがる市教育委員会教育長の任命につき同意を求めるの件	◎ 同意
	41号	つがる市教育委員会委員の任命につき同意を求めるの件	◎ 同意
	42号	つがる市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるの件	◎ 同意
	43号	つがる市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるの件	◎ 同意
	44号	つがる市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるの件	◎ 同意
その他	45号	訴えの提起の件	◎ 可決



元々の木材9割を使用



ライトアップされた講堂

◇旧制木造中学校講堂は昭和初期の建築物で華麗な細工が施されるなど、後世に残すべき貴重な財産として市文化財に指定されています。
郷土の文化財に対する市民の理解を深めるとともにその活用を図り、市民の生涯学習の振興に資するため、復元されたものです。

提出された議案の中からピックアップ

議案第27号
つがる市旧制木造中学校講堂条例案

1
**旧制木造中学校講堂が
設置されました**

人事案件

次の方を任命することに同意しました。

議案第40号

◎つがる市教育委員会教育長

任期 令和2年3月31日から
令和5年3月30日まで

葛西 巖 輔 さん (再任)

議案第41号

◎つがる市教育委員会委員

任期 令和2年3月31日から
令和6年3月30日まで

成田 悦雄 さん (再任)

議案第42号、43号、44号

◎つがる市固定資産評価審査委員会委員

任期 令和2年3月31日から
令和5年3月30日まで

黒川 滝 彰 さん (再任)

三上 みつる さん (新任)

奈良 陽一 さん (新任)